

1 2 月 1 3 日 (金)
(第 3 日)

令和6年第3回高森町議会定例会（第3号）

令和6年12月13日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開議宣告

日程第 1 発委第1号 高森町議会会議規則の一部改正について

日程第 2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第 3 特別委員長報告について

日程第 4 議員派遣の件について

日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	白石 豊和 君	2 番	武田 栄喜 君
3 番	児玉 幸之助 君	4 番	佐藤 武文 君
5 番	甲斐 節男 君	6 番	後藤 巖 君
7 番	牛嶋 津世志 君	8 番	後藤 三治 君
9 番	本田 生一 君	10 番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 徹 君	税 務 課 長	眞原 友紀 君
農林政策課長	芹口 孝直 君	健康推進課長	津留 大輔 君
生活環境課長	二子石 誠 君	住民福祉課長	石田 昌司 君
政策推進課長兼TPC事務局長兼総務課審議員	岩下 雅広 君		
建 設 課 長	住吉 勝徳 君	教育委員会事務局長	村上 純一 君
総務課課長補佐	植田 雄亮 君	財 政 係 長	児玉 明 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局係長	久保田 一也君
--------	---------	---------	---------

開議 午前１０時００分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、会計課長、今村親助君、建設課審議員、高崎康誌君からは、欠席届が出ておりますので御報告いたします。

お諮りします。お手元の日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

それでは、日程に従って議事を進めます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１ 発委第１号 高森町議会会議規則の一部改正について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第１、発委第１号、高森町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長、後藤巖君。

- 議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。６番、後藤です。

発委第１号、高森町議会会議規則の一部改正について、趣旨説明を行います。

今回の改正は、標準町村議会会議規則の改正に伴う高森町議会会議規則を一部改正するものであります。

改正内容は、議会の会議の時間とその変更の取扱いについて、議会の選挙における開票及び投票の効力について、投票による表決を行う場合の選挙規定の準用について、議員の資格決定後の通知について、議場に入る者の服装、携帯品の禁止について、会議規則中に規定される文章等のデジタル化、オンライン化についてが主になります。

また、議会中に発言する際は、現在、挙手で行っており、規則のほうでは起立という形になっておりますので、そういう現行とそぐわない部分の訂正も行っております。及び、現行規則内における誤字脱字を改めるものであります。現行の高森町議会会議規則は、平成２７年１０月１日より施行された規則であり、今回は現行の標準規則に基づいた変更をするものであります。これがこの議案を提出する理由であります。

議員各位におかれましては、改正の趣旨に御賛同いただきまして、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、発委第1号、高森町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

議案第53号、高森町公告式条例等の一部改正について、議案第55号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第56号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第57号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定について、議案第58号、高森町営学生寮設置条例の一部改正について、議案第59号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、議案第60号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第61号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第62号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、各常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。

総務文教常任委員長、後藤巖君。

- 総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会に付託された案件は、議案第53号、高森町公告式条例等の一部改正について、議案第55号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第56号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第57号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定について、議案第58号、高森町営学生寮設置条例の一部改正について、議

案第 5 9 号、令和 6 年度高森町一般会計補正予算についての条例 5 件、予算 1 件、計 6 件及び閉会中の継続調査についてを審議しました。

本定例会中の総務文教常任委員会を 1 2 月 1 0 日午前 1 0 時より、議場にて委員会を開催し、委員全員出席のもと、税務課、教育委員会事務局、政策推進課、TPC 事務局、生活環境課、総務課の順に、所管各課は、課長をはじめ、課長補佐、係長、課員、教育委員会事務局は教育長、事務局長、審議員、事務局次長、係長、課員より説明を受けました。また、2 回目を 1 2 月 1 3 日午前 9 時より開催、最終日、議事進行確認及び常任委員長報告について議論をしております。

まず、議案第 5 3 号、高森町公告式条例等の一部改正についてです。この条例改正の一部改正は、国の法令に基づく任用の整備をしたものになります。例えば、地方自治法と条例のずれや送り仮名の修正等をしております。その中で、第 2 4 条の高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正についてが議論されました。これにつきましては、執行部の改正理由の説明として、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が上位法として今も残っており、本町の条例も特例期間経過後、平成 2 6 年 3 月 3 1 日以降も残していたと。本条例文は、高森町一般職員の給与に関する条例と限定されており、地方公務員法との整合性を図る必要があるため、本改正で第 3 条第 2 項、一般職は特別職に属する職以外の一切の職とすると改めた。本条例が条例として残してある以上、他の条例と同様、改正しなければならないとの説明がありました。それに対し委員からは、そもそも臨時特例の条例、平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの特例期間のみに対する条例であり、改正する必要はないと。効力のない条例を可決すれば、附則にて可決日より施行されるとなり、それはおかしいのではないかという意見。本来であれば廃止する条例であるなどの意見が出され、議論した結果、修正案が佐藤委員から提出され、質疑、討論を経て全会一致により修正案が決定されたものです。修正箇所として、第 1 条から第 5 0 条の改正が上程されたうちの第 2 4 条、高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正を削り、第 2 5 条から第 5 0 条を 1 条ずつ繰り上げるもので、原案の 2 4 条を除き、その他の条例の一部改正は可とすることとなります。

続いて、議案第 5 5 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 5 6 号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については関連があり、一括で審議をしました。この二つの条例は人事院勧告に基づく給与及び会計年度任用職員の費用弁償に関する条例でもあり、可としました。

次に、議案第 5 7 号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例についてです。

本条例は、多目的広場が10月30日に工事が完了しており、今回の設置条例の提案に至ったものです。町民グラウンドの代替施設という経緯もあり、早く使用条件を提示してほしいという要望もあり、上程されております。別添資料を基に詳細に説明を受け、利用方法、金額に異論は出ておりません。今後ですが、緊急自然対策防止対策事業債を活用した事業でもあり、緊急災害時の利用条件や指定管理制度の活用も視野に入れているが、その場合、取決めも大事であるという意見が出されております。

また、レクリエーション活動の範囲、例えば、イベント等の利用等、総務課、政策推進課との協議も必要になってくる施設ではないかという意見も出ております。

本条例については問題ないものとして可としております。

次に、議案第58号、高森町営学生寮設置条例の一部改正です。本条例改正は、入寮条件から高森中学生の規定が削除されること及び高校生の寮費を6万円から7万5,000円へ改める改正となります。寮費改定の主な要因は、寮監が2名から3名に増えていること、食材費の高騰など昨今の物価高騰によるものです。高森町営学生寮運営委員会において、寮費の値上げについては協議された結果であるという説明も受けており、妥当であるという提言も受けていることが答弁されております。

また、この寮費改定については、保護者に対しオンライン説明会を実施、理解を得るようにしていると答弁がありました。寮は教育機関の一つとした経緯もあり、しっかり認識をした上で運営を行ってほしいと意見が出ております。そのように慎重なる審議を経て採決をし、可としております。

最後に、議案第59号、令和6年度高森町一般会計補正予算についてです。歳入予算では、寄附金、いわゆるふるさと応援寄附金が6億円増額されており、寄附金予算総額が約21億1,100万円になります。歳出で寄附者に対し移住定住PR広告や子育て支援策PR事業予算が計上されております。ハンドブックやビニールバックを製作し、送付するとの説明がありました。

また、高森町ふるさと納税ページ上のPRにさらにプラスして、高森をよく見ていただくためのPR経費も計上されております。ふるさと応援寄附金は貴重な自主財源でもあり、これからも頑張りたいと思います。

その他、大きな予算額の事業としては、地籍調査測量業務委託料の3,187万円の減があります。これは熊本県を經由して、国へ補助金申請を要求していましたが、減額になったことより予算から落としているということの説明を受けました。

なお、事業の進捗率は、令和6年度末で97.26%であり、来期も予算要求して完了に向けて努力をしていくという説明がありました。他に様々な事案を審議し、

質疑・討論を経て、議案第 59 号、令和 6 年度高森町一般会計補正予算については、可決すべきものと決しました。

また、所管事務の閉会中の継続調査につきましては、議席に配付した申出のとおりに決定しました。

議員各位におかれましては、議案第 53 号、修正可決、議案第 55 号、議案第 56 号、議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号は可決とした本委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8 番、後藤です。

産業厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第 59 号、令和 6 年度高森町一般会計補正予算について、議案第 60 号、令和 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第 61 号、令和 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第 62 号、令和 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についての議案 4 件であります。

12 月 10 日午前 10 時から、第 3・4 委員会室において、委員全員出席のもと、建設課、農林政策課、住民福祉課、健康推進課の順に、担当課長、審議員、課長補佐、係長の出席を求め、詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

議案第 59 号、令和 6 年度高森町一般会計補正予算について、建設課関係で、総務費、総務管理費、水資源対策費の報酬や旅費については、今後の水資源対策検討委員会予算であることから理解するが、委託料で企業会計移行に伴う公金収納データ作成や消込システム予算は、簡易水道事業特別会計において計上すべきではとの質問に対し、担当課からは、これまで特別会計を含め、会計全般を処理していたことから、企業会計への移行事務として総務費で計上を行ったとの説明でありました。

また、道路工事看板において、工事期間の明示がないものが見られるが、担当課の指導はどうなっているのかとの質問に対し、今後、十分現場確認を行い対応するとのことでありました。

農林政策課関係では、アグリセンター 4 トントラックの購入時期の質問があり、担当課からは、予算議決いただければ早急に仕様書を作成し、対応をする。なお、購入価格によっては議会の議決が必要となることから、1 月をめどに導入していきたいという答弁でありました。

また、耕作放棄地解消事業、耕作放棄地有効利用促進事業補助金が増額されているが、事業者に対し耕作放棄地のみならず、畦畔の草刈りまで指導されたいとの質

問に対し、県の現地確認もあることから、今後指導していきたいという回答でありました。

住民福祉課関係では、高齢者用椅子や座卓テーブル予算について質問があり、今年度公民館改修された地区からの要望に応えるものとの回答でありました。

また、子育て支援PR委託料の増額については、これまでの計画に加え、ふるさと納税の返礼品としての対応を計画している。さらに来年1月5日の熊日新聞に、子育て支援策PR掲載を予定しているとのことであります。

健康推進課関係では、特定健診状況について質問があり、本年9月時点での受診者は45.46%で、昨年同時期から下降状況である。要因としては、受診時に時間がかかることによる若年層の未受診になっている。このため、受診の予約化を図るなど、時間のかからない体制を考えているとのことでありました。

以上、慎重に審議した結果、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第60号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、保険給付費交付金の増や職員給与費繰入金に係る補正であり、委員全員異議なく可といたしました。

議案第61号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出での予算内での組み換えや予備費充当予算であるとのこと、委員全員異議なく可といたしました。

議案第62号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に増減はなく、水道管修繕料への予備費充当であり、委員全員異議なく可といたしました。

最後に、閉会中の調査につきましては、お手元に配付してありますとおり決定いたしました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果といたします。

- 議長（牛嶋津世志君）報告が終わりましたので、議案第53号について、委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。
- 10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今回の修正案につきましては、議案第53号、高森町公告式条例等の一部改正についてということで、その中に含まれておる改正される条文の中の改正をしないで、結果的に今回は改正する旨で提案をされておるんだけど、改正はしないでいいですよという内容であると思います。先般の新聞では、それを改正しないでいいですよという解釈なのを、新聞では最終の中で、要するに減額条例がなくなるといように新聞で掲載をされておりました。この点について再度確認をさせていただきますが、今回の改正は必要はないというふうに捉えてよろしいのかというのを

委員長のほうにお答えをいただきたいと思います。

- 議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。
- 総務文教常任委員長（後藤 巖君）このたび、確かに私もこの新聞記事を見られた町民の方から、条例そのものがなくなるのではないかという質問、これを受けております。このたびは、あくまで条例の一部改正をする部分をしないというだけで、その条例自体はそのまま残るというふうな理解をしていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）１０番、佐伯金也君。
- １０番（佐伯金也君）１０番、佐伯でございます。

この高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例については、これは主に減額の条例でございます。今年は職員の給与を上げる条例改正が出ております。これは、あくまでも一般職員の給料を上げるという条例改正で、議案として提出をされておるわけで、その中には、当然、特別職は含まれておりません。そういう意味からしたときに、一般職と特別職をどう分けるのかということを、やはり考えるべきことであると思うのですが、この高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を次のように改正するという形になっておりますけれども、この第１条中の第３条というのは、結果、地方公務員法の第３条の意味でございます。この地方公務員法の第３条というものを見ますと、地方公務員法の中にこの第３条というのは、一般職と特別職に分けるとは書いてあるんですけれども、この３条一くくりでいってしまうと、現状、特別職も含まれるということに私は捉えております。ですから、今回の改正では、表題のとおり一般職と書いてある以上は、この第２項に書いてある一般職は特別職に属する職以外の一切の職とするという形で分けておく必要があったのではないかというふうに思います。要するに、給料がアップするときには特別職と一般職を分けて条例改正するけれども、減額するときには第３条を一くくりで見ると、特別職も含んで議論をしなければならないようなことになってくるということです。そういうわけで、将来的に給料が下がってくるという可能性はないと思うんですけれども、ただ、当時はそういうことがあったから臨時特例という形でこういうふうな条例が作られております。そういうことで、ただ、しかしながら、社会情勢というのは水ものでどういふふうになるのか分からない。そうなると、やっぱりこの２４条を残していくべきである。そして、２４条を残しておく中において、表題が一般職員の給与というふうになっておるのであるならば、３条の２項という形で、あくまでも特別職を外した一般職に限定するような内容で私は行くべきであるんじゃないかなと。そういうわけで、執行部のほうから出されておる今回の改正は、そのまま改正をする方向でしていただきたいなというふうに思うんですけ

れども、その点についての議論がどのようになされておったのかというのを委員長のほうにお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。
- 総務文教常任委員長（後藤 巖君）まず、この高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例、これの第1条、趣旨の中に、確かに第3条という言葉で規定された条例であります。おっしゃるとおり、第3条という規定だけでは、例えば、一般職員も特別職もすべてが第3条で範囲として入っていると、この説明もありました。ただ、この条例の中に第3条に規定する一般職に属する職員という、以下同じという文もあるので、少なくともこの第24条については、一般職に属する職員を限定してると、この条文の中で、という話もありました。その中で、やはり議論になったのは、この条例自体が時限的な条例であり、その条例を、先ほどの報告にもありましたが、効力がないものをそのまま改正をするということに関しては、やはりおかしいのではないかと。先ほどこれも言いましたけども、本来、廃止すべき条例ではなかったのかという意見も出ました。その中で、これは自治体によっていろいろあるんですけども、確かに、廃止している自治体もあれば、残してある自治体もある。ここは今後また議論だろうと、そういう話も出ました。ただ、その中で、確かに3条の定義についてということと、3条が一般職員及び特別職全員含むということと、そのこの2項というところで一般職に限定するという話、その話は執行部側からも、委員も恐らくそこは理解されたと思います。ただ、この条例自体が時限的な条例であり、それをそもそも廃止すべきものをその部分を改正するというのがおかしいのではないかという結論に至ったということでございます。
- 議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。
- 10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

熟慮された結果だということは十分理解をいたしました。ただ、今回の職員の給与改正について関する条例の一部改正する条例というのが55号で出ておりますけれども、これについても今まであった条例を改正してあげておるわけです。だから、上げることはあるから条例は残ってくる。そういうわけで、基本となる条例は残ってくるということであると思います。下げることがないのかと言われたときに、これは確約をできることではないと思うんです。社会情勢や経済情勢によっては、もしかしたら職員の皆さんの給与を下げることもあるかもしれない。そういうことで、そうやってきたときに、じゃあ、基本となる条例をどうするかといったときに、この時限立法で作っておる臨時特例に関する条例というのが、平成25年から1年間あるわけで、まだその時期以降からも今まで残っていたわけです。これは、やはりそういう懸案があるから残してあったわけであって、その残してある中にお

いて一般職員と特別職を分けていたほうがいいと。要するに、この10年間、議員報酬についても、今まで上げたことはございません。そういうわけで、先般の新聞でもあるように、産山村では特別職の給与を上げられました。だから、これも条例改正によって報酬等を上げたわけではありますが、そういうときに、私たちはあくまでも、やはり議員の立場から職員第一ということを考えて、職員の給与を上げていかなければならないということで、第一義で考えています。ですから、そういうふうに上げるときは議員はそう考えているんだけど、下げるときは一緒くたですよということには、ちょっと私たちはならないんじゃないかなと思っております。一緒にスライドして上がっていたならば、3条一くくりでよかったのかもしれないと思うんですが、今は職員の給与アップと議員の給与アップ、報酬アップは同時にスライドして上がっておりません。そうなったときに、この3条一くくりということになると、やはり一般職と特別職を分けていてもらったほうが、私は将来的には安心していいんじゃないだろうかなというふうに思っております。ですから、私みたいに長く議員をやっていると、やはり報酬等は上げたほうがいいとは思いますが、今の人材不足等を鑑みると、やっぱり職員第一であって、一般職と特別職は分けるべきであるというふうに思うのが政治家としては自然であると思っております。ですから、今回、執行部から改正案として出された3条2項という形で、一般職という形の限定をしていただいたということは、大変ありがたい改正案ではなかったかなと思うのですが、それをしなくて、また一くくりでいいということは、将来議会等に対して、議員等の報酬がまた上がらないで、一般職員の給与が何らかの情勢変化によって下がるときに、まず、3条一くくりで、じゃあ、特別職は給与は報酬はどうしますかという議論をしなくなくなるから、議論をしなくてもいいように、一般職という形で限定して3条2項にしたほうがいいというふうに思うんですが、その辺については議員を6年間されておる委員長、あなたも政治家として6年間は務めてきたわけですから、その点についてどのように考えておられるかをお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。
- 総務文教常任委員長（後藤 巖君）これは当然、例えば、このたび給与の改正がありました。それについては、条例でまた定めていくということになると思います。これが、もし社会情勢の変化によって減額されるときも確かにあるかもしれませんが、それが国から、例えば人事院勧告、そういうものに基づいて下げるときも、恐らく、これは条例が新たに設置されるものだと思います。そのときにそのまま、例えば、第3条のままだったらという、そういう質問だったと思います。当然、新しい条例が制定されるときは、この第3条第2項という言葉は文言が入った条例が議案提出

されるでしょうし、当然、私たち議員の報酬になれば、これは第3条というくくりの中で議論をされるものだと思います。ただ、忘れてはいけないのは、先ほど佐伯議員からもおっしゃられましたが、やはり、例えばこの条例を廃止した場合、この第3条という意味を持つ、この第3条、先ほども言いましたけども第3条だけでいけば、一般職も議員も特別職も全員そこに含まれる。これを皆さん忘れてはいけないという教訓だと思いますし、そのときに出された条例について、それはそれで条例文を見ながら、例えば、次は第3条2項と入っておれば、このたびの議論がきちんと生きた中で条例が上程されたということになってくると思いますから、今のお言葉はどちらかと言えば、私たち委員会委員のみんなに対する提言というか、きちんと覚えておいてほしいというような提言だと私個人として思っておりますので、そこはきっちり胸に刻んだ上で、今後、こういう給与条例のことに關しては審議していきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

10番議員のほうからもう概略説明がっておりますので、ちょっと確認をしたいと思います。今回の議案の中で24条についていろいろと議論があっているわけなんですが、確認したいのは、今回の24条の中の第1条中第3項を第3条第2項に改めるというのを、これを削除するのか。又は、今まであった24条全体を削除するのか。私がいただいておりますこの修正案によりますと、第24条を削り第25条から第50条までを1条ずつ繰り上げるというふうになっておりますので、今回の提出された議案の24条だけを要するに前に戻す関係で削るのか、もともとあった24条を削るのか、その辺のちょっと御説明をいただかないといけないのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。私としては、先ほど10番議員が言われたように、この24条はある限りにおいては、将来どうなるかわからないにせよ、上位法にも残っているというお話も聞いておりますから、あえてその3条の2と明記していただいたことは、私たちとしてはありがたいなというふうに思っております。それ自体が全部なくなるということになると、ちょっとまた問題じゃないかなと思しましたので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）ちょっと分かりにくいというかそういうところはあると思います。結論としましては、この24条はそのまま残すということです。ただ、ここに出されているのが、全て一部改正という形で50条まで起きているものですから、24条を除くほかは改正します。24条は改正をしないでそのまま残し

ますという解釈をお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

理解しました。要するに、今回提出された議案の24条は前のまま残すから、今議案から削除するということですね。ただ、この件も含めて、前のいろいろな改正においても、本来は第2条であったものが第2条の第2項とかというふうに明確に改正されているわけなんです。それからいくと、先ほど10番議員が言われたように、第3条だけではやはり中身がよく分からないから、第3条の第2項に改めるといのは本筋だと私も思いますが、いかがですか。ほかの条文についても第2条を要するに大枠で示してあったのを、さらに細分化して第何項まで明示してある分については、今回改正されるわけでしょう。そうなれば、それと同じように、今回の臨時特例に関してもそういうふうに明示してもいいんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋津世志君）総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）言われている意義というのは分かります。確かに一般職として限定するならば、第3条第2項というのが定められるわけです。そこはそこで理解はするということところはちょっと理解してください。ただ、この条例自体が、やはり一部改正に値するののかという部分、要は、そこは論議になっていったわけです。結局、条例は今現在あるから執行部はその訂正、要は改正かけました。でも、先ほども何回か出ましたけど、要は、時限立法でいわゆる効力のない条例だから、それに対して今その部分を変えるのかという、そこは議論だったんです。最終的にその効力のない条例について触るのはやめようと、触るのはおかしいんじゃないかという結論が出たというふうに理解していただけたらいいと思います。ただ、先ほど10番議員も8番議員もおっしゃいましたが、これだけ時間を使わせていただきまして3条、そして第2項、ここの範囲、そして2項の範囲、こういうものは皆議員の頭の中に入ったと思います。今後、例えば、条例改正があった場合は、当然、そこをきっちりチェックするでしょうし、もし、これはもう私個人の意見になりますけど、この条例を廃止するという場合、それはなぜこれが残ってたのかというのを、当然、議論をしながら今後進めていくと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番、佐伯金也君。

- 10 番（佐伯金也君）10 番、佐伯です。

私は 3 条の 2 項ということに対しては改正すべきであるというふうに思っております。今回は改正しなくてもいいから、今回のこの議案第 53 号の中からこの 24 条の改正についてはなくしなさいよという動議については、反対の意見を述べさせていただきます。

先ほどから何度も質問しましたとおり、地方公務員法の第 3 条には、すべての公務員を言うということがあって、以下の際は、一般職と特別職に分けるということが書いてございます。3 条の頭には。そして、2 項に一般職は特別職に属する職以外の一切の職とするというふうに分けてございます。そういうことからすると、分けてあるのが当たり前であるというふうに捉えて、今回、執行部のほうから提案されておる 3 条の 2 項に改めるということには賛成であり、総務常任委員会が決められたこの 3 条の 2 項に改める必要はないという決定については反対の立場です。そういうことで、将来においても効力がないとは言うけれども、ただ、24 条としては残っておるということでありまして。24 条としては残っておるということは、このことは、要するに、考えてみれば、町としては効力があると捉えていいというふうに思います。効力があると捉えると、私は 3 条の 2 項として分けておく必要があると思いますので、その点について、私は、総務文教常任委員会から提案されたことについては反対、この 24 条の第 3 条の第 2 項に改めるというのをなくして 3 条のままでいくということについては、反対でございますので、述べさせていただきます。

- 議長（牛嶋津世志君）ほかに討論はございませんか。4 番、佐藤武文君。

- 4 番（佐藤武文君）4 番、佐藤です。

私は発議者でもありますし、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどから 3 条という表現について議論がなされておりましたけれども、そもそも地方公務員の給与を改定する取扱い等についてという文書が平成 25 年 1 月、総務大臣から発せられて、このときの国家公務員の給与、それから臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額の支給措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたしますという文書が出されております。これは国が各地方公共団体に技術的な助言として出しておりますけれども、今言いました要請文は各都道府県に出されたわけですが、各県からは各県下市町村にまた要請が出されて、その中では、先ほどから議論がっておりますけれども、この趣旨の中の地方公務員法第 3 条に規定する一般職に属する職員という形で条例の案が添付されておりますので、私が知る限りでは、どこの自治体も地方公務員法第 3 条に基づくものとしてこの条例を提案しているものと思います。

高森町の議会も平成25年6月議会で、この高森町一般職員の給与の臨時特例に関する条例というものが提案されておりまし、何ら異議なく可決された経緯がございます。上位法である国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が現存するということでありますけれども、この法律はあくまで国家公務員に適用される法律であって、地方公務員はこの法律に基づくわけではなくて、趣旨を尊重して地方公共団体も同じような措置を取ってくださいという総務大臣の要請に基づいてこの条例が出されております。そういう経緯もありますし、地方公務員法の第3条は、確かに一般職と特別職を規定しておりますけれども、第3条第2項は一般職は特別職に属する職以外の一切の職と書いてあって、これでは何のことが分からないわけです。3項以降に特別職のことにについて書いてある。これをセットで考えないと、一般職が何かは分からないんです。そこは考えていただきたいと思います。

また、もう一つは、この条例は平成25年6月に制定されまして、適用期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間と趣旨が明記してあります。今回の議案第53号で改正した施行日は、この条例は公布の日から施行するということになりますけれども、じゃあ、その後、この特例期間にのみ限定した条例について、今回わざわざ改正して、また、この後廃止をすることになれば、そのときの議論は何だったのかと言われることになると思います。ですから、修正案の可決に賛同いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）討論ございましたが、その前に私の進行のほうで、まずは賛成討論を案内すべきでしたところを、ちょっと反対になりましたので、ここで訂正をもらいます。

ほかに討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議案第53号、高森町公告式条例等の一部改正についての委員長報告についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第53号について、総務文教委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[何事が呼ぶ者あり]

- 議会事務局長（緒方久哉君）議会事務局の緒方です。

まず、この修正案を含めた委員長報告に対して、まずこれを可決していただくことで修正案が議論に上ります。その後に修正案に対して採決を取りますので。

- 議長（牛嶋津世志君）再度申し上げます。議案第53号、高森町公告式条例等の一部改正についての委員長報告についてを採決いたします。この採決は起立によって行

います。議案第53号について、総務文教委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第53号、高森町公告式条例等の一部改正については総務文教委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、修正案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。修正案について賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（牛嶋津世志君）6名の起立でございます。したがって、過半数以上なさっておりますので、修正案は提案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号から議案第62号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

各常任委員会に付託されました議案第55号から議案第62号までを一括して採決いたします。この採決は起立によって行います。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第55号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第56号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第57号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の制定について、議案第58号、高森町営学生寮設置条例の一部改正について、議案第59号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、議案第60号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第61号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第62号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、各委員長の報告どおり可決いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第3 特別委員長報告について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第3、特別委員長報告についてを議題といたします。
議会広報特別委員長、後藤巖君。

- 議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会を12月11日午前11時より、第3・第4委員会室にて開催をしました。

議題として、議会広報「絆」第95号の構成についてを協議し、作成スケジュール、掲載内容、ページ割、担当の分担を決めました。第95号は、12ページとする予定です。議員各位におかれましては、両委員長、一般質問者の原稿を12月20日に事務局へ提出をお願いいたします。

なお、委員会開催予定は、1月9日、16日、23日としております。

また、町民からのQ & A、表紙写真の公募を行っております。町民の皆さまの御投稿や御意見をお待ちしております。

議会広報「絆」第95号は、2月4日発送予定をしております。

議会広報委員会は、議会の広報のみならず、足を運び広く聞くことで議会のイメージアップに努めてまいります。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君）水資源対策特別委員長、本田生一君。

- 水資源対策特別委員長（本田生一君）おはようございます。9番、本田です。

水資源対策特別委員会の報告を申し上げます。

12月11日水曜日午前10時より、場所、第3・4委員会室におきまして、委員全員出席のもと、担当課の建設課より、課長、審議員、係長の出席を求め、委員会を開催をいたしております。

担当課のほうから、水資源対策検討委員会委員の構成案について、企業会計移行に向けての現状について、上下水道耐震化計画の策定について説明を受けております。

委員の構成については、案のとおり人選を進める方向で決定をし、企業会計移行については、今後、システムのテストランを実施、実際に決算書まで作成するなどして本格運用にそなえるとのことでございました。上下水道耐震化計画の策定については、国土交通省から要請されましたのが、本年9月24日とのことでございました。現体制では、令和7年1月31日までの策定は困難かと思われます。間に合わない場合の罰則等はないとのことでございますが、耐震化については重要でありますので、布設替えや管路図面の更新と併せて、今後の組織体制見直し後には、しっかりとやっていくように提言をしたところでございます。今後、組織の体制については、いろいろと変わったりすることが出てくるかと思いますが、私どももそのあたり期待をしながら、水道事業経営等がスムーズにいくような体制になることを

希望いたしております。

以上で、水資源対策特別委員会の報告を終わります。

- 議長（牛嶋津世志君）以上で、特別委員長の報告を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第4 議員派遣の件について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。この採決は簡易表決といたします。議員派遣については、お手元の資料のとおり派遣することにしたいと思います。あわせて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することを決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元の資料のとおり派遣することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。この採決は簡易表決といたします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元の調査事項のとおり、閉会中の継続調査とする申出がっておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出どおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

一言御挨拶をさせていただきます。

熱のこもった質疑、討論、ありがとうございました。議会も本来のこういう討論の場がやっているということを町民の皆さまにも御理解いただけたかと思います。

12月の定例会も無事これで終わります。朝晩の冷え込みもいよいよ本格的になりまして、皆さまにおかれましては、体調を十分に注意されてお過ごしされることを願っております。

令和6年もあと20日を切りました。早いものですね。そして、3週間後には新年の挨拶をやるということになります。もうすぐあけましておめでとうございますということになりますが、今回の年末年始は、めずらしく9連休ということになりますので、皆さんもいろいろ計画をされておられると思いますが、有意義な時間を

過ごされておられるようお願いいたします。

また、議員の皆さんにおかれましては、来週 19 日、子ども議会、また、20 日、3 町村の議会交流会などございますので、よろしくお願いしたいと思います。

令和 7 年度になりましたら、またすぐに臨時議会等もございますので、元気な姿でお会いすることを願っております。

会議を閉じます。

令和 6 年第 4 回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午前 11 時 10 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員